

～労働基準部長による建設工事現場パトロールを実施しました～

本年度で第 71 回を迎える全国労働衛生週間の準備期間の最終日であり、翌日から本週を迎える令和 2 年 9 月 30 日（水）の午後、神奈川労働局労働基準部長が小田原労働基準監督署及び建設業労働災害防止協会神奈川支部と連携して、新東名高速道路トンネル建設工事現場（足柄上郡松田町）のパトロールを実施いたしました。



このたびは全国労働衛生週間の準備期間ということで、建設工事現場における労働衛生管理を主眼としたパトロールとなりました。



まずトンネル掘削作業があることから「坑内作業における『じん肺』り患など粉じん障害予防」として、「トンネル坑内の空気の効果的な除じん、換気」「電動ファン付き防じんマスクの使用」「坑内の空気中の粉じん濃度測定結果を踏まえた作業管理及び作業環境管理」等について、工事発注者である中日本高速道路株式会社秦野工事事務所と工事元請事業者の設計施工管理担当者から説明を受けました。それからトンネル坑内における酸素欠乏危険の排除対策についても「酸素濃度測定」「換気」の励行状況について説明を受け、効果的な対策が講じられていることを確認しました。

「新型コロナウイルス感染症対策」については、作業員の体温測定及び体調確認による現場入場管理、会議室において工事に必要な会議等を行うに当たっての「3密」の排除、新規入場作業員等への安全衛生教育についてはクラスターを避けるためのリモート端末の活用、マスク・フェイスシールドの着用及び手指の消毒等、徹底した感染防止対策を講じておられました。



山間のトンネル掘削ということで、山岳トンネル掘削に適した工法を採用しており、現在、上り線で 300 メートル以上掘り進んでいましたが、若干、軟弱な地層に至っており当面、この地層を掘り進むことになるということで、トンネル壁の肌落ちや落盤防止のために入念な措置を講じながら安全に作業を進めておられました。

パトロール終了後に労働基準部長が講評を行い、「県内において建設業の労働災害が減少せず、死亡労働災害については全件数の半数を建設業が占めている。労働安全衛生関係法令の遵守は当然として、加えてリスクアセスメントの確実な実施など、自主的な安全衛生管理の推進をお願いしたい。」と現場担当者に労働災害防止対策徹底を要請いたしました。

